

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

| | | | 資料番号 | 15 | 担当課 | 医療対策課 |
|---|---------|------|---------|---------|-----------|-------|
| 法令名 | 農業協同組合法 | 根拠条項 | 第90条第1項 | 許認可等の内容 | 社会医療法人の認定 | |
| <p>○農業協同組合法（昭和22年法律第132号）</p> <p>第九十条 前条第一項の認可の申請をした組合は、都道府県知事に対し、政令で定めるところにより、当該申請に係る組織変更後医療法人が医療法第四十二条の二第一項各号に掲げる要件に該当するものである旨の認定を申請することができる。</p> <p>2 前項の認定については、医療法第四十二条の二第二項の規定を準用する。</p> <p>○農業協同組合法施行令（昭和37年政令第271号）</p> <p>第四十四条 法第九十条第一項の規定により医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項各号に掲げる要件に該当するものである旨の認定を申請しようとする組合は、当該認定を受けようとする旨及び同項各号に掲げる要件に係る事項として主務省令で定めるものを記載した申請書を、当該組合の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、主務省令で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>○農業協同組合法の規定による消費生活協同組合又は医療法人への組織変更に関する省令（平成28年号外厚生労働省、農林水産省令第一号）</p> <p>第一条</p> <p>2 法第八十九条第一項の規定により組織変更（法第八十八条第一項に規定する組織変更をいう。以下この項において同じ。）の認可を申請しようとする農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下「組合」という。）は、認可申請書に次に掲げる書面を添付して、当該組合の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 理由書</p> <p>二 組織変更後医療法人（法第八十八条第二項第一号に規定する組織変更後医療法人をいう。以下同じ。）の定款</p> <p>三 組織変更計画の内容を記載した書面又はその謄本</p> <p>四 組織変更後医療法人の組織変更後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書</p> <p>五 組織変更計画について総組合員又は総会員の同意を得たことを証する書面</p> <p>六 最終事業年度に係る財産目録又は貸借対照表（最終事業年度がない場合にあつては、組織変更をする組合の成立の日における財産目録又は貸借対照表）</p> <p>七 法第九十二条において読み替えて準用する法第四十九条第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか法第九十七条の四第二項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号のいずれかに掲げる公告の方法によりする場合</p> | | | | | | |

にあつては、これらの方法による公告)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、法第九十二条において準用する法第五十条第二項の規定により当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は組織変更をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

八 不動産その他の重要な財産の権利の所属についての登記所、銀行等の証明書類

九 組織変更後医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類

十 組織変更後医療法人が医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条第四号又は第五号に掲げる業務を行う場合にあつては、当該業務に係る施設の職員、敷地及び建物の構造設備の概要並びに運営方法を記載した書類

十一 組織変更後医療法人の役員の就任承諾書及び履歴書

十二 組織変更後医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

十三 その他参考となるべき事項を記載した書面